

補助金精算額内訳書(総括表)

補助事業者名

事業区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A)-(B)	対象経費の実支出額	選定額	基準額	県補助基本額	県補助所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額	差引過△不足額 (J)-(H)又は(I)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(1) 訪問介護サービス提供責任者研修事業											
(2) アセッサー講習受講支援事業											
(3) 介護施設における医療介護連携人材養成事業											
(4) 市民後見推進事業											
(5) 介護支援専門員資質向上事業											
(6) 階層別研修事業											
(7) 外国人介護人材受入施設環境整備事業											
(8) 介護従事者等向け権利擁護研修事業											
(9) 地域で取り組む介護人材養成確保推進事業											
(10) 介護現場におけるハラスメント対策事業											
(11) 外国人留学生奨学金給付等支援事業											
(12) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業											
(13) 外国人介護人材定着支援事業											
合計											

- (注)
- 1 本調書へは予定額ではなく、すべて実績額を記入すること。
 - 2 (A)欄は本事業に要したすべての経費の実支出合計額を記入すること。
 - 3 (B)欄は交付要綱第5第2項に定める収入額を記入すること。
 - 4 (D)欄は別表1に掲げる「補助対象経費」について別紙8で算出した実支出額を記入すること。
 - 5 (E)欄は各事業ごとに(C)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
 - 6 (F)欄は別紙8で算出した基準額を記入すること。
 - 7 (G)欄は各事業ごとに(E)欄と(F)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
 - 8 (H)欄は各事業ごとに(G)欄に補助率を乗じて得た額を記入すること。(1,000円未満は切捨てること。ただし、事業区分の(2)の事業を除く。)
 - 9 市民後見推進事業については、別紙6-1を添付すること。
 - 10 階層別研修事業については、別紙6-2を添付すること。